

地方税財源の確保・充実等に関する提言

令和 5 年 7 月 2 5 日
全 国 知 事 会
(地方税財政常任委員会)

I 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）が 5 類感染症に位置づけられたこともあり、社会経済活動の正常化が進む一方で、長引く物価高騰は地方経済にも大きな影響を与えており、先行きが依然として不透明な状況にある。

さらに、「団塊の世代」の後期高齢者への到達や、「全世代型社会保障改革」の推進により、地方においても社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、各地方団体が現下の物価高騰対策や新型コロナの 5 類移行後の対応はもとより、こども・子育て政策の強化、地方創生・デジタル田園都市国家構想の実現、脱炭素化の推進、頻発する大規模な自然災害への対応及び強靱な国土づくりなどの重要課題に対応するための財政需要も見込まれる。「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（2023 年（令和 5 年）6 月 16 日閣議決定）においては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻す」とされているが、国と一体となり社会課題の解決を進め、「新しい資本主義」による「成長と分配の好循環」の実現に向け取り組んでいくとともに、地方が実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。

このため、地方が責任をもって増大する役割に適確に対応していくためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すべきである。

かつて、三位一体の改革として地方交付税総額が大幅に削減されたことが、地方財政の危機に直結し、その後の地方の疲弊につながった。新経済・財政再生計画では、地方についても国の取組と基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組むこととされているが、地方においては、国と同様、社会保障関係費の自然増分に対応しなければならない上、人口減少への対応として地方が創意工夫を凝らして行う少子化対策はもとより、地域経済活性化・雇用対策など様々な取組を強化しなければならない状況にある。地方は、国を相当に上回る懸命な歳出削減に努め、社会保障関係費の増加分を吸収してきたが、このような対応が限界に近づいている中、人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は、再び地方の活力を奪い、人口減少に拍車をかけ、日本全体の衰退を招きかねない。

なお、地方において積立金現在高が増加しているが、これは、令和 3 年度の「臨時財政対策債償還基金費」の臨時的措置による将来の償還に備えた積立てのほか、激甚化・頻発化する自然災害への対応、喫緊の課題である公共施設等の老朽化対策、最近において変動が大きい地方税収への対応など、今後の安定的な地方財政運営のために必要な積立てを行ったものであり、

地方財政に余裕が生じているものではない。また、標準財政規模に対する積立金現在高の割合はコロナ禍前と同水準となっている。

加えて、依然として地方債残高が高い水準で推移するなど、地方財政の状況は引き続き楽観視できる状況ではない。

1 地方一般財源総額の確保・充実

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（2021年（令和3年）6月18日閣議決定）において、2022年度（令和4年度）から2024年度（令和6年度）までの3年間の予算編成に関し、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされており、「骨太方針2023」においても、「令和6年度予算において、本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する」こととされている。

このため、引き続き、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとした上で、特に増加する社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、前述の重要課題に対応しつつ、安定的に行政サービスを提供できるよう、2024年度（令和6年度）においても、地方交付税等の一般財源総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すべきである。なお、特に、こども・子育て政策の強化、地方創生及びデジタル化、脱炭素化の推進、防災・減災対策に係る事業費及び財源は、重点的に確保すべきである。

2 地方財政計画における必要な歳出の計上

新経済・財政再生計画では、地方財政については、国の歳出の見直しと基調を合わせることでされているが、地方歳出は、地方財政計画が全体として抑制基調にある中で、人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策などに係る歳出の増を、地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収するとともに、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要について明確に措置すべきである。

また、今後も増加する社会保障関係費について、その増分を適切に計上するとともに、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税・地方消費税の増収分を充てることとされている社会保障の充実や消費税・地方消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増、社会保障に係る地方単独事業の経費、社会保障支出以外の経費の消費税・地方消費税率引上げに伴う歳出の増についても、地方の財政需要としての的確に反映すべきである。

さらに、「デジタル田園都市国家構想事業費」や「地域社会再生事業費」など、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施するために必要な歳出も確実に地方財政計画に計上すべきである。

なお、一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の増加分があるにもかかわらず、近年、ほぼ同額で据え置かれている。そもそも、一般行政経費（単独）は、地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方は、国の制度に基づく

国庫補助事業と、地方の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせ行政サービスを提供し、住民生活の安心を確保している。今後、地方分権改革が進展し、また、地方創生の実現に向けて地方の主体的な役割が高まる中で、地方が自主性をもって、地方単独事業に取り組むことができるよう、その総額を確保・充実すべきである。

また、令和5年度から実施される地方公務員の定年引上げにより、職員構成や採用計画等に影響が生じることから、各自治体における検討状況も踏まえ、職員数の一時的な増加や年度間での増減に対応するために必要となる財源を安定的に確保するための方策を講じるべきである。

さらに、地方自治法改正を踏まえた会計年度任用職員への勤勉手当の支給について、必要となる人件費を地方財政計画の歳出に適切に計上し、必要な一般財源を確保すべきである。

3 地方交付税の総額確保・充実等

地方交付税については、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべきである。なお、地方団体の予算執行等に支障が生じないように、引き続き、地方交付税関係法案の年度内成立や普通交付税の7月中の早期交付決定に努めるべきである。

また、地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえた上で、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべきである。

4 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

臨時財政対策債については、令和5年度を含め、近年抑制傾向にあるものの、依然として極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、その償還額が累増していることを踏まえ、引き続き発行額の縮減・抑制に努め、併せて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源についても確実に確保すべきである。

5 社会保障に係る地方財源の確保

2019年（令和元年）10月に、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税・地方消費税率が8%から10%へ引き上げられた。

消費税・地方消費税率の引上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約3割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないように、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずるべきである。なお、その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

また、現在、政府において、全世代型社会保障構築本部を設置し、全世代型社会保障の構築の具体化に向けた本格的な議論が進められているが、制度設計に当たっては、施策の推進において重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、十分な財源を確保すべきである。

さらに、国民健康保険制度については、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について、引き続き地方と協議を行うとともに、2015年（平成27年）1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に行うべきである。また、地域医療介護総合確保基金については、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のためにも、その配分に当たっては、都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すべきである。

6 強靱な国土づくり等に係る地方財源の確保

（１）防災・減災、国土強靱化対策の強化

現在、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、国・地方を挙げて流域治水対策や地震・津波対策、インフラ老朽化対策など、ハード・ソフト両面で災害予防の徹底に取り組んでいるところであり、また、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」や「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急浚渫推進事業債」といった地方財政措置も講じられている。

これらの取組を加速させるため、資材価格が高騰する中でも5か年加速化対策を着実に実施できるよう例年以上の規模で予算を確保するとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に必要な予算・財源を確保すべきである。

加えて、住宅の耐震化については、全国的な課題であることに鑑み、住宅所有者の費用負担を軽減するため、十分な財政措置を講ずるなど、住宅耐震対策の抜本的な強化を図るべきである。

（２）物流・人流ネットワークの早期整備

ポストコロナを念頭に「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向けた取組を加速前進させていくため、物流・人流ネットワークを早期整備・活用し、地方創生に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進する必要がある。

このため、社会資本整備の地域間格差や、条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方団体の実情を踏まえ、必要となる投資的事業等を推進すべきである。特に、長期的に多額の費用を要する高速道路などの防災・減災に資するインフラの整備・維持に要する新たな財源の創設について検討すべきである。加えて、地域公共交通は、地域住民の日常生活や社会経済活動の基盤として不可欠なものであるため、そのネットワークの維持・活性化に向けた再構築の取組を着実に推進できるよう、安定的かつ十分な財源を継続して確保すべきである。

（３）公共施設等の適正管理

全国知事会調査によれば、都道府県では、2022年度（令和4年度）からの5年間程度で1.5兆円程度もの需要が見込まれ、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することから、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業債」について、地方の実情を踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を検討すべきである。

7 大規模災害からの速やかな復旧・復興

東日本大震災からの復旧・復興について、国は、2021～25年度（令和3～7年度）の5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、この期間の事業規模と財源を定めたところであるが、特例的な財政支援措置を可能な限り拡充するとともに、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、国の責任において所要の財源を十分に確保すべきである。

また、相次いで発生している大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるためには、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組む必要があることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講ずるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図るべきである。

8 補助金等の見直し

補助金等については、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡素化、補助単価等について地方と十分に協議した上で地方の実情を踏まえた見直しを行うべきであり、本来の負担割合を超えた超過負担については、必要な法整備や所要の国費の確保を行うことなどにより、速やかに解消を図るべきである。また、地方団体の予算執行等に支障が生じないように、補助金等の早期交付決定に努めるべきである。

II こども・子育て政策の強化のための安定的な財源確保

国においては、深刻さを増す少子化に対応するため、こども政策を一元的に担う「こども家庭庁」を発足させるとともに、「骨太方針2023」において、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の3年間の集中取組期間に、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育での推進」とともに「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を、「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいくこととされた。

こども・子育て政策の強化については、こども家庭庁の強いリーダーシップのもと、「こどもまんなか社会」の実現に向け、関連政策を円滑・強力に推進するとともに、各種施策の具体化に当たっては、国と地方が実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換を行うなど、真に実効性ある取組が展開できるよう、地方の意見を反映すべきである。

また、こども関連予算をこども一人当たりの家族関係支出で見てOECDトップ水準に引き上げるべく、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みを含め、財源の安定確保に向けて、国の責任において幅広く検討すべきである。

さらに、児童手当の拡充をはじめとした国が全国一律で行うべき仕組みは、地方団体の財政力に応じて、こども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すべきである。

なお、こども・子育て支援施策は、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで、効果的なものとなるため、国が全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、国の責任と財源において確実に措置するとともに、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方団体の創意工夫が生かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すべきである。

このほか、政府における徹底した歳出の見直しや、企業を含めた社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みの具体的な内容については、地方の意見を十分に聞きながら検討すべきである。

Ⅲ 地方創生の実現及びデジタル田園都市国家構想の推進等

1 デジタル田園都市国家構想の推進等のための財源確保

新型コロナの拡大は、地方が人口減少・少子高齢化に伴う過疎化や地域産業の衰退への対応に懸命に取り組む中、地方経済を支える産業への打撃や地域コミュニティの弱体化など大きな影響をもたらした。

他方で、デジタル・オンラインの活用により、テレワークやワーケーションが普及したことに加え、新しい時代（Society5.0）の実現に向けた取組が進められており、デジタル技術はその実証の段階から実装の段階へと着実に移行しつつあるなど情勢が大きく変化している。

地方の構造的な課題の解決には長期間にわたる取組が必要であり、そのための恒久財源を確保した上で、従来の地方創生の取組に加え、デジタルの力を活用した地方創生の深化・発展に向けた取組を息長く支援するとともに、常に適切な施策を検討・検証し、早急かつ着実に実施すべきである。

(1) 地方創生・地域のデジタル化に必要な経費の拡充・継続

今後、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、これまで地方が進めてきた地方創生の取組の成果を最大限に活用し、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、地方財政計画に計上されている「地方創生推進費」や「地域デジタル社会推進費」といった地方創生の取組に必要な経費を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

(2) 「デジタル田園都市国家構想交付金」等の拡充・継続及び弾力的な運用

「デジタル田園都市国家構想交付金」については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を確実に実行し、地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、地方の意見等を十分に踏まえ、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大など、その用途拡大や運用の更なる改善を図るべきである。

また、地方への新しいひとの流れを大きくし、東京一極集中を是正するため、「移住・起業支援事業」により、若者の地方移住に対する支援を強化するとともに、子育て世帯の地方への移住や地方での起業の動きを引き続き後押しすべきである。

2 デジタル社会の実現に向けた財政措置等

(1) デジタル・ガバメントの構築に向けた財政措置

デジタル原則への適合を実現するため、アナログ規制の見直しに向けた取組が進められているところであるが、これに併せ、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施するとともに、その維持管理・更新等に対して継続的かつ十分な財政措置を講じるべきである。

また、地方団体の標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、デジタル基盤改革支援補助金による支援が行われる。システム移行に当たっては、既存システムの契約解除に伴う違約金等を含めた、移行に伴う費用の増大について、市町村から非常に大きな懸念が示されていることから、当該補助金の予算の大幅な拡充及び交付対象の拡大を図り、既存システムの整理や基幹業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修等に対する確実な財政的支援を行うほか、地域におけるデジタル人材の確保等の観点から、地域のベンダの参入機会の確保に配慮すべきである。

なお、マイナンバーカードの交付率の当該補助金基準額の算定方法への反映が検討されているが、様々な事情により地方団体ごとの交付率に差が生じている現状を十分に踏まえ、また、必要となる経費が確保できなくなることがないように、地方の意見を十分に反映した制度設計を行うこと。

また、地方団体の情報システムの運用経費等については、政府において、2026年度（令和8年度）までに地方負担の3割の削減を目指すこととされているが、今後、地方において、ガバメントクラウドの利用料やガバメントクラウドに接続するネットワークに係る運用経費等が新たに生じることから、こうした運営経費等については、必要な経費を精査の上、国において十分な費用を負担すべきである。その上で、標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講ずるべきである。

(2) 地方における5GをはじめとしたICTインフラ整備への財政措置

第5世代移動通信システム（5G）は、都市部はもとより、人口減少が進む中山間地域をはじめとする地方にとって、医療、教育、農業、働き方改革、モビリティサービスなど様々な分野における活用が見込まれており、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた必須の基幹通信インフラとして、都市と地方との格差が生じないよう普及を進めることが肝要である。

国においては、引き続き、地方エリアへの早期の5Gサービスの拡大とともに、条件不利地域以外の地域と条件不利地域との整備の格差はもとより、都市と地方とのICTインフラ等の整備に格差が生じないように、光ファイバ網整備等に対する国庫補助事業の継続・拡充や維持管理を含めた地方負担分の十分な財政措置を講ずるとともに、光ファイバのネットワークが災害時にも維持されるよう、国土強靱化の観点に立った多重化などの促進、地方団体が所有する光

ファイバ網の情報通信基盤の更新に対する支援制度の創設など、万全の対策を行うべきである。

(3) マイナンバー制度の抜本的改善

マイナンバー制度は、国民にとって利便性の高い社会を実現するとともに、社会保障や税の分野における行政の効率化、適正な課税・徴収の推進、正確で公平な給付の実施などにつながるため、国・地方を通じた行財政改革や財政健全化にも資するものである。

地方税をはじめ税・社会保障・災害対策などの分野において、利用が進められているところであるが、更なる普及に向けては、その信頼性の確保が極めて重要であり、マイナンバーカードのメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明はもとより、関連システムを含めた安定的なシステム運用により、安心してサービスを利用できる環境が必要である。

しかし、個々の事業者や地方団体による対応には限界があることから、国としてマイナンバーカードの活用に係る様々な手続において、各省庁、地方団体及び関係事業者が一体となったチェック体制や誤った情報の紐づけ防止を担保する制度の構築等に取り組むべきである。

その上で、マイナンバーカードの利用範囲の拡大や各種免許証及び障がい者手帳等との一体化など、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みの速やかな構築を行うとともに、国・地方が連携しながら、円滑な制度の利用と情報セキュリティの確保も含めた適切な運用が行えるよう、地方団体に対する財政面での支援や制度面、運用面での協力を引き続き遺漏なく行うべきである。

3 企業の地方移転の促進

「地方拠点強化税制」については、制度の継続はもとより、これまでの実績や効果なども踏まえたより実効性のある税制とすべく、雇用促進税制の税額控除を大幅拡充し、支援対象である業務部門を拡充するとともに、移転・拡充に関連する施設（職員住宅・社員寮など）を支援対象に追加すべきである。また、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とするなど制度の更なる拡充や関係施策と合わせた活用促進を検討すべきである。

4 地方創生に資する大学改革に対する国の財政支援等

地域の活力の向上と持続的発展を図るため、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」（平成30年法律第37号）に基づき、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度の拡充・継続、東京23区内の大学の学部等の収容定員の着実な抑制（デジタル人材育成に係る限定的な例外措置については、臨時的な措置とし、地方の定員増でもなお不足する範囲内であることも十分に確認すること）、地域における若者の雇用機会の創出等により、地域における若者の修学及び就業を促進すべきである。

また、「地方大学・地域産業創生交付金事業」については、財政需要に十分対応できる額を確保し、着実に継続すべきである。

（注：東京都は、東京23区内の大学の定員増の抑制を見直すべきとの意見を表明した。）

5 「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資するものである。2019年度（令和元年度）には「ふるさと納税指定制度」が導入され、法令に定められた基準の下で運用がなされているが、これまで全国で3例の指定取消事案が発生しているところである。

今後とも、「ふるさと納税制度」を健全に発展させていくため、各地方団体においては、各指定基準を踏まえた節度ある運用とすべきであり、国においても、ふるさと納税制度の健全な運用に向けた取組を進めるべきである。

また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組とするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとして期待できるものである。このため、各地方団体においては、企業の理解を得るなど引き続き制度の活用にも努めるとともに、国においては、今後とも、寄附活用事業の主体はあくまで地方団体であることに留意しつつ、積極的な活用を促進すべきである。これらを通じて、本制度の健全な発展を図るとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めるべきである。

6 脱炭素施策への財政措置

国が自ら宣言した「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」を目指し、国がリーダーシップをとって気候変動対策に積極的に取り組むとともに、脱炭素社会の実現に取り組む地方団体を幅広くかつ継続的に支援する観点から、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」について、予算規模を拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善に取り組むべきである。

また、地方団体がそれぞれの創意工夫を凝らして取り組む地方単独事業に対しては、令和5年度に創設された脱炭素化推進事業債により引き続き支援を行うべきである。

7 魅力あふれる地域づくりのための財政措置

（1）スポーツ・文化施策への財政措置

新型コロナの5類移行によるスポーツ・文化芸術活動の活性化に向けた地方の取組や負担増に対して国費による支援を講ずるとともに、地方が実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を行うことができるよう、公共施設等適正管理推進事業債の対象施設の弾力的で柔軟な運用等を検討すべきである。

（2）観光施策への財政措置

新型コロナによって大きな打撃を受けた観光の本格的な復興を図り、国内観光の活性化やインバウンド需要の復活を地方創生につなげていくため、神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会、2025年大阪・関西万博、2025年世界陸上競技選手権大会及びデフリンピック大会（東京）、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）・第5回アジアパラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ2027関西、2027国際園芸博覧会の開催等も見据え、受入環境の整備や観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すべきである。

また、国際観光旅客税については、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を生かせる交付金等により地方に配分するよう検討すべきである。

8 国家戦略としての政府関係機関の地方移転等

政府は地方への新しいひとの流れをつくる方針のもと、政府関係機関の地方移転を検討し、令和5年3月から文化庁の京都移転が実現したところであるが、国家戦略としての地方移転は緒についたばかりである。

新たな人の流れの創出に当たっては、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等に基づき、更なる政府関係機関の地方移転の推進や企業の本社等の社会機能の地方への分散を図るとともに、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた研究機関・研修機関等の地方移転を推進すべきである。また、政府機関の地方移転については、地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等について総括的な評価を行いつつ、地方移転の取組が一過性のものとならないよう、継続的な財政措置など、国が責任をもって必要な対応を講じるべきである。

IV 新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に係る地方財政措置

新型コロナが感染症法上5類に位置づけられ、現在、地方では、国と一体となって5類への円滑な移行を図るとともに、感染対策と経済・社会機能の確保・両立に取り組んでいる。

国においては、位置づけの変更により、国民や保健・医療現場に混乱が生じないように万全の対策を講じるとともに、新たな変異株の発生など今後の感染状況の変化に応じて、機動的に対応するため、国と地方が協議を行う場を設けるなど、引き続き地方と緊密な連携を図るべきである。

また、現下の物価高騰に対応するため、3月に追加交付された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等を活用し、繰り返し対策を講じているが、依然として先行きが不透明であり、住民や地域経済への更なる影響も懸念される。このため、今後の経済状況等に応じて、国による対策の強化を図るとともに、地方に対しても適切な財源措置を講じるべきである。

なお、追加の対策を講じるに当たっては、国が統一的に対策を講ずるべきものと地方の実情に応じて対応すべきものを仕分けるなど、国と地方の役割分担を整理すべきである。

1 新型コロナウイルス感染症等に係る財源確保

9月末までの措置とされている医療費や病床確保等に係る公的支援については、その時点における感染者数や医療機関の受入体制、新型コロナ抗ウイルス薬の薬価引下げ等の状況に応じて、10月以降の支援継続も含め、柔軟かつ適切に判断するとともに、経過措置も含め、5類移行に伴い発生する費用（事業終了に伴う原状回復等を含む）については、地方に負担を求めることなく、十分かつ確実な財政措置を講じるべきである。

また、5類移行後も、感染拡大防止や医療提供体制の確保等のため、地域の実情に応じて地方が独自に実施する取組に対し、十分な財政支援を講じるべきである。

なお、ワクチン接種について、接種実績に応じた補助上限額の設定など、財政支援の見直しが行われたが、現場が混乱せず、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、接種体制の確保

に要する経費に対しては、9月以降も国負担により確実な財政措置を講じるべきである。また、令和6年度以降について、接種のあり方に係る方針を早期に示すとともに、接種に支障が生じないように、必要な財源を確保すべきである。

さらに、感染症法の改正により宿泊・自宅療養者の医療、協定締結医療機関等が実施する措置、流行初期医療確保措置等に関する負担・補助規定が新たに創設され、都道府県が費用の一定割合を負担することとされたが、地方の財政状況により我が国全体の感染症対策に支障が生じることは避ける必要があることから、次の感染症危機が発生した場合には、改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、十分な財政措置を講じるべきである。

2 物価高騰対策に係る財源確保等

物価高騰は全国的な課題であり、都道府県単位での対応には限界があることから、住民生活や経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の高騰への対策は、今後、国の責任において全国一律の対策を講じるべきである。

また、引き続き国の対策を補完し、地域の実情に応じた対策を機動的に講じることができるよう、今後の経済状況等も踏まえ、必要な財源措置を講じるとともに、地方に対する交付金については、できる限り自由度を高くし、適正な事業期間で効果的な施策を展開するための繰越要件の緩和、基金積立要件の弾力化、対象事業の拡大など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図るべきである。

なお、公共事業の補助単価等については、物価高騰に対応できるよう、実態に即した機動的な見直し等を早急に行うべきである。

V 税制抜本改革の推進等

1 地方法人課税の見直し

地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものであり、地方団体の重要な税源であることから安易な縮減などはすべきではない。また、デジタル技術を活用して国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大し、法人の事業活動が広がっていく中で、社会経済情勢の変化に的確に対応する形で、地方法人課税のあり方についても検討していくことが求められている。

さらに、法人課税は、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源となっていることを踏まえ、地方財源が適切に確保されるようにすることを前提として議論されなければならない。

以上に十分留意の上、具体的な検討に当たっては、地方団体の意見を丁寧に聞き、以下の点を踏まえるべきである。

(1) 外形標準課税のあり方の検討

外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、税収の安定性等の観点から、2004年度（平成16年度）に導入されているが、令和5年度与党税制改正大綱において、「平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。

外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少している。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。こうした事例の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、子会社の資本金を1億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もある。こうした減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、上記の法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する」とされている。検討に当たっては、地域経済への影響や納税者及び課税庁の事務負担にも配慮の上、税負担の公平性や安定的な税収の確保等の観点から、対象法人の設定について事業活動の実態を踏まえて見直すべきである。

(2) 収入金額課税制度の堅持

法人事業税の収入金額課税制度については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

令和5年度与党税制改正大綱において、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する」とされている。

電気・ガス供給業に関しては、令和2年度・4年度税制改正において、小売全面自由化、送配電・導管部門の法的分離等に対応して、既に課税方式の見直しが行われたところであり、また、電気・ガス供給業は消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有していること、現行方式は地元自治体から多大な行政サービスを受託している大規模な発電施設やLNG基地等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきことを強く求める。

(3) 法人事業税の分割基準の見直し

分割基準は前回の見直し(2005年度(平成17年度))から相当期間が経過しており、より実態にあったものに見直すべきである。その際、工場のロボット化・IT化の進展等の社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るといった観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべきである。また、近年の法人形態や取引形態など社会経済情勢や企業の事業活動の変化等を踏まえた対応についても検討すべきである。

なお、分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえたものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

(4) 国際課税ルールの見直しに伴う対応

新たな国際課税ルールにおける「第1の柱」(市場国への新たな課税権の配分)については、令和5年度与党税制改正大綱において、「今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する」とされている。国際的な課税権の配分の基準となる「売上高」は、地方団体が提供するインフラや公共サービスを基盤として住民が経済活動を行うことで成り立っていると考えられることから、多数国間条約の策定状況等を注視しつつ、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討すべきである。その際には、地方税源部分について国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど、納税者の事務負担等にも配慮した制度を構築する必要がある。

2 自動車関係諸税の見直し

令和5年度与党税制改正大綱において、「自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する」とされている。

自動車税は、財産税的性格と道路損傷負担金的性格を有する都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源であるが、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中、車体課税に係る税収は、2023年度(令和5年度)は1兆9,355億円で、ピーク時の1996年度(平成8年度)と比較すると、4,800億円程度の税収減が見込まれており、今後も急速な自動車の電動化が進むことを踏まえると安定的な財源確保に懸念がある。

また、電気自動車等については、エンジンを持たず総排気量の値がないため、自動車税種別割において、最低税率(25,000円)が適用されていること等について、税負担の公平性の観点から課題があり、対応を検討すべきとの指摘がある。

このため、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現を、補助金等を含めた施策全体で積極的に進める中で、地方に多くの雇用を抱える自動車産業への影響に配慮しつつ、税負担の公平性を確保し、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、課税趣旨を適切に踏まえた電気自動車等への自動車税の課税のあり方について、早期に検討すべきである。

3 個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有しており、地方の基幹税目であることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

また、今後の個人所得課税の見直しに当たっては、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が所得に応じて負担を公平に分ち合うことが重要であることも踏まえ、その充実・確保を前提として検討すべきである。

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村の基幹税であるため、税負担の公平性を図りつつ、引き続きその安定的確保を図ることが重要であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。令和6年度評価替えに当たっては、土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性や固定資産税の充実確保の観点から検討を行い、負担水準の均衡化を図るべきである。また、経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではない。

5 個人事業税の課税の仕組みの見直し

個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列挙方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すべきである。

6 森林環境税・森林環境譲与税に係る施策の推進

令和6年度に課税が開始される森林環境税及び森林環境譲与税については、令和5年度与党税制改正大綱において、「全国の地方公共団体において、譲与税を森林整備や木材利用等に一層有効に活用し、国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、各地域における取り組みの進展状況や地方公共団体の意見を考慮しつつ、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策を検討する」とされており、この方向に沿った検討を進めるべきである。

7 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

全国知事会としては、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていく上で、地方税は最も重要な基盤であり、地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきであるとかねてより主張してきた。

今般、「骨太方針2023」に取り上げられたとおり、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むべきである。

8 地方税の電子化の一層の推進とシステムの安全性等の確保

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、eLTAX（地方税ポータルシステム）等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税の電子化を一層推進していく必要がある。

具体的には、eLTAXを通じた申告・申請・納付手続の対象税目等を拡大するとともに、令和5年度与党税制改正大綱において、「納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討する」とされていることも踏まえ、eLTAXの更なる活用などを図るべきである。

また、電子化・標準化に当たってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても十分な準備期間を確保し、必要な支援や財政措置を適切に講ずるべきである。

なお、こうした地方税の電子化の一層の推進に当たっては、地方団体の意見を丁寧聞くことが必要である。

VI 課税自主権の活用等

1 課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方団体の財政状況を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を生かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権の更なる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

2 課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした2013年（平成25年）3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、2012年度（平成24年度）税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

Ⅶ 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。2024年度（令和6年度）の地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、社会保障や地方税財政などの特に重要なテーマについては、分野別分科会等を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。